

2023年10月24日

人 事 部

給与に係る改定提案

学院を取り巻く環境変化により将来の見通しが立てにくい状況の中、学院の経営状況や方針、学院で働く教職員の変化、要望などについて組合と情報共有しておりますが、従来からご説明している属人的手当を解消していく考え方及び春季要求の給与に関する事項を受けて検討した結果、以下3項目を一体として提案をいたします。

1. 住宅手当の解消を条件として、基本給 月額 2,500 円の引き上げ(ベースアップ)
2. 住宅手当の解消 (基本給への組み入れ)
3. 若年層の基本給加算

1. 住宅手当の解消を条件として、基本給 月額 2,500 円の引き上げ(ベースアップ)の提案

学院人件費が恒常的に増加する判断は困難ですが、住宅手当の解消を条件に学院として最大限の賃金改善を提示します。一人当たり年間で $2,500 \times 18.32 = 45,800$  円の給与増となり、住宅手当を基本給に組み入れた場合の世帯主の減額分を上回ります。

2. 住宅手当の解消 (基本給に一律 14,000 円の組み入れ) の提案

2022年7月に、住宅手当及び家族手当などの属人的手当は、労働・仕事に対する評価によるものではないこと及び、ライフスタイル、社会的状況の変化等に鑑みた見直しを提案いたしました。学院として属人的手当を解消していく方針のもと、ベースアップと合わせて住宅手当の基本給組み入れによる解消を改めて提案します。

現在支給している住宅手当(世帯主:月額 23,400 円、非世帯主:月額 16,900 円)を廃止し、現状の住宅手当の支出総額を目安に、基本給に組み入れることによる賞与、超過勤務手当及び退職金への影響も含めて金額を検討した結果、現在住宅手当を支給している教職員に対して、一律 14,000 円を基本給に組み入れることを提案します。

<資料>

A. 現状 ※住宅手当に係る人件費は、年間約3億円

住宅手当	月例	賞与	合計/年
	×12カ月	9.4%×6.32	
23,400 (世帯主)	280,800	13,900	294,700
16,900 (非世帯主)	202,800	10,040	212,840

Bとの差額
-38,220
43,640

B. 基本給に組み入れ試算

上乗せ金額	12か月	6.32カ月	合計/年
14,000	168,000	88,480	256,480

### 3. 若年層の基本給加算の提案

新卒を含む若年層（概ね40歳まで）に対して年齢による間差を考慮しつつ基本給に（最高9,000円～100円）の加算を行うことを提案します。（2022年10月の提案から加算額を増額変更）

年齢(相当)	大卒	① 住宅手当分	② ベア分	③ 若年加算	④=①+②+③ 月額	⑤=④×18.32 年額	⑥=⑤-世帯主 年額(294,700)	⑦=⑤-非世帯主 年額(212,840)
22	0	14,000	2,500	9,000	25,500	467,160	(135,300)	(216,180)
23	1	14,000	2,500	4,600	21,100	386,552	91,852	173,712
24	2	14,000	2,500	4,200	20,700	379,224	84,524	166,384
25	3	14,000	2,500	3,800	20,300	371,896	77,196	159,056
26	4	14,000	2,500	3,400	19,900	364,568	69,868	151,728
27	5	14,000	2,500	3,000	19,500	357,240	62,540	144,400
28	6	14,000	2,500	2,700	19,200	351,744	57,044	138,904
29	7	14,000	2,500	2,400	18,900	346,248	51,548	133,408
30	8	14,000	2,500	2,100	18,600	340,752	46,052	127,912
31	9	14,000	2,500	1,800	18,300	335,256	40,556	122,416
32	10	14,000	2,500	1,600	18,100	331,592	36,892	118,752
33	11	14,000	2,500	1,400	17,900	327,928	33,228	115,088
(34)	12	14,000	2,500	1,200	17,700	324,264	29,564	111,424
34	13	14,000	2,500	1,000	17,500	320,600	25,900	107,760
35	14	14,000	2,500	800	17,300	316,936	22,236	104,096
36	15	14,000	2,500	600	17,100	313,272	18,572	100,432
37	16	14,000	2,500	400	16,900	309,608	14,908	96,768
38	17	14,000	2,500	300	16,800	307,776	13,076	94,936
39	18	14,000	2,500	200	16,700	305,944	11,244	93,104
40	19	14,000	2,500	100	16,600	304,112	9,412	91,272
41	20	14,000	2,500	0	16,500	302,280	7,580	89,440

### 4. その他

- ① 上記3項目は2024年4月からの改定提案です。
- ② 上記3項目が合意となった場合、ベースアップは助教、助手(院生助手を除く)、有期事務職員、有期現業職員、有期技術・技能系職員の方も対象となります。

以上

2023年12月15日

人事部

### 給与に係る改定提案に関する補足

2023年10月24日の団体交渉にて、給与に係る改定3項目について提案しております。3項目が合意となった場合、次の身分については以下のように改定を行います。

#### 1. 研究支援職員について

世帯主の増額分(41歳以上の教職員増加分年間総額7,580円)相当のベースアップを行います。具体的には2024年3月31日時点で在職している研究支援職員について500円のベースアップを行います。

#### 2. 専任待遇外国人教員について

今回提案している3項目を反映した大学教員及び教諭の基本給表を適用し、住宅手当は解消となります。但し、2024年3月31日時点の在職者については、総支給額において不利益とならないように、調整手当(仮称)20,000円を支給いたします。

以上